

電気需給約款 新旧約款対照表

条項	変更前	変更後
8.需給契約の成立および契約期間 (2) <input type="checkbox"/>	<p><input type="checkbox"/> 契約期間満了日の3ヶ月前に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。</p>	<p><input type="checkbox"/> 契約期間満了日の3ヶ月前に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。</p> <p>なお、本項に基づき需給契約が継続される場合、当社は新たな契約期間について、書面の交付または電磁的方法により新たな契約期間、需給契約を継続した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地についてお知らせすることとし、お客さまは、このことについてあらかじめ承諾するものとします。</p>

以上